

警備業者の皆様へ ～ 警備業法の一部改正について ～

令和6年4月1日から認定証が廃止されるなど、警備業法の一部が改正されます。

主な改正の内容は下記のとおりですので、警備業者の皆様は対応をお願いします。

1 認定証が廃止されます。

4月1日以降は、認定証は交付せず、認定（認定更新）をしたことの通知のみを行います。

認定証の廃止に伴い、認定証の書換、再交付、返納等の手続きも廃止されます。

2 主たる営業所には標識の掲示が必要となります。

主たる営業所には、認定証の代わりに標識を掲示してください。

別紙を参考に、ご自身で標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示してください。

3 ウェブサイトへの標識の掲載が必要となります。

ご自身が管理するウェブサイトへも標識を掲載が必要となります。

ただし、

- ① 常時使用する従業員の数が5人以下の場合
- ② 当該事業者がウェブサイトを有していない場合

は、この義務が免除されます。

【問い合わせ先】

熊本県警察本部 生活環境課 許可等事務担当室

096-381-0110